

笛吹市 国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

国保税は大切な

国保の財源です

国保は、大きな病気やけがをしたとき安心してお医者さんにかかれるための制度です。国保税を一人ひとりがきちんと納めることにより制度が成り立っています。

いざというときのために、安心して医療にかかれるように決められた国保税を期限内に納めましょう。



短期国民健康保険証の更新

平成22年度以前分の国保税に未納がある世帯の方は、通常1カ月の期限付きの保険証の発行になり、毎月国保税を納めていただき更新を行います。

ただし、次に示す方には6カ月間の保険証を交付しています。9月中に同じ世帯の方が更新の手続きを行ってください。

交付対象者

平成5年4月2日以降に生まれ

た方（高校生以下）

特別徴収対象者

（国保税の年金大引き対象者）

持ち物

保険証・印鑑

今回の有効期限は、平成23年10月1日（土）から平成24年3月31日（土）までです。

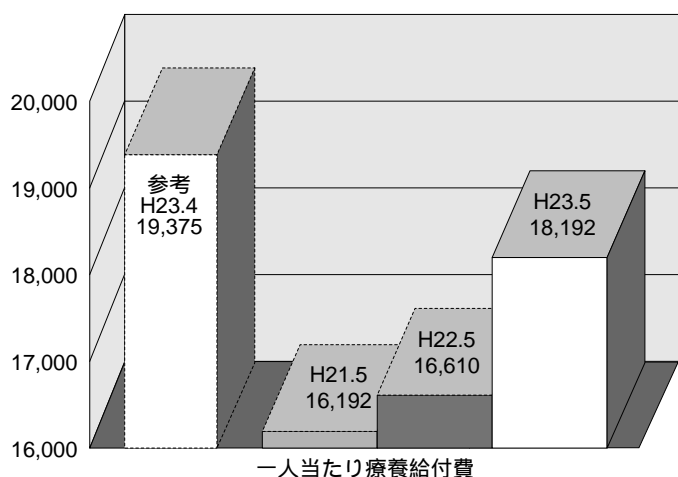
なお、納税相談がお済でない方は、納税相談も行っていただきます。

平成23年5月分療養給付費大幅増（国保会計からの支払分の状況）

平成23年5月の一人当たり療養給付費は1万8192円でした。4月に比べて1183円下がりましたが、昨年同月と比較すると1582円（+9.5%）上がっています。

このままでは、24年度国保税を引き上げなければならない状況です。

一人ひとりが医療費の節約を心がけましょう。安定した国保運営のためにも、皆さんのご協力をお願いします。



◆◆ 今月の医療費削減の為にできること！ ◆◆

休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しています。休日、夜間は医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

緊急時以外は、時間外・休日受診はなるべく避けましょう。



問合せ先
国民健康保険課
055(262)4111
国保総務担当